

会社・事業概要

glafit Inc.

Strictly Confidential August 2020

※事業環境により内容が変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

glafit株式会社

- 設立は、2017年9月
- 一緒に働く仲間は、15名
- 開発・製造・販売・カスタマーまで一環して手がけるハードモビリティベンチャー

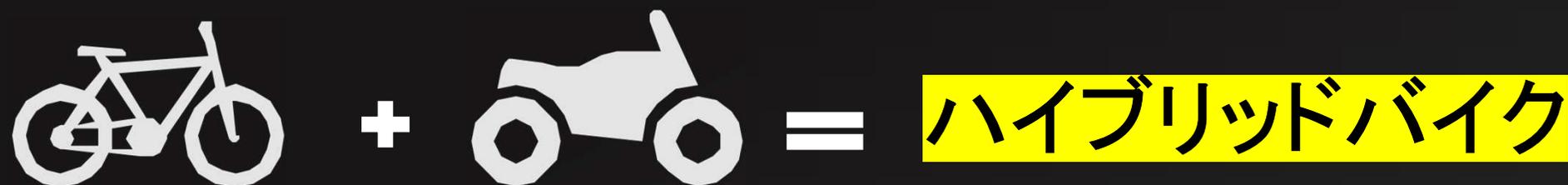
Made In Wakayama

- 主要株主
ヤマハ発動機株式会社、東京センチュリー株式会社、ノーリツプレシジョン株式会社



上記は資本業務提携を結ぶノーリツプレシジョンにて

多様化の時代 → 移動スタイルも多様化？



クラウドファンディングを使って世に問う

HYBRID BIKE



楽しさあふれるモビリティには確かな市場ニーズ

クラウドファンディング史上初めて連続1億円越えを達成

glafit® 5



📈 集まっている金額 **Success**

128,004,810円

目標金額 3,000,000円

4266%

👤 サポーター 1,284人

🕒 残り 0日

終了しました

Hybrid Bike GFR-01

調達額 ¥128,004,810

- ・ 自転車+電動アシスト+バイクの3走行モードが可能な電動ハイブリッドバイク
- ・ 価格：138,800円（税抜）
- ・ Designed In Wakayama, Assembled In China
- ・ <https://www.makuake.com/project/glafit/>

X-SCOOTER LOM

調達額 ¥154,983,400~

- ・ 立ち乗り電動バイク
- ・ 価格：136,000円（税抜）
- ・ Designed & Assembled In Wakayama
- ・ <https://www.makuake.com/project/glafit-lom/>



📈 応援購入総額 **Success**

154,983,400円

目標金額 4,000,000円

3874%

👤 サポーター 1,829人

🕒 残り 終了

終了しました

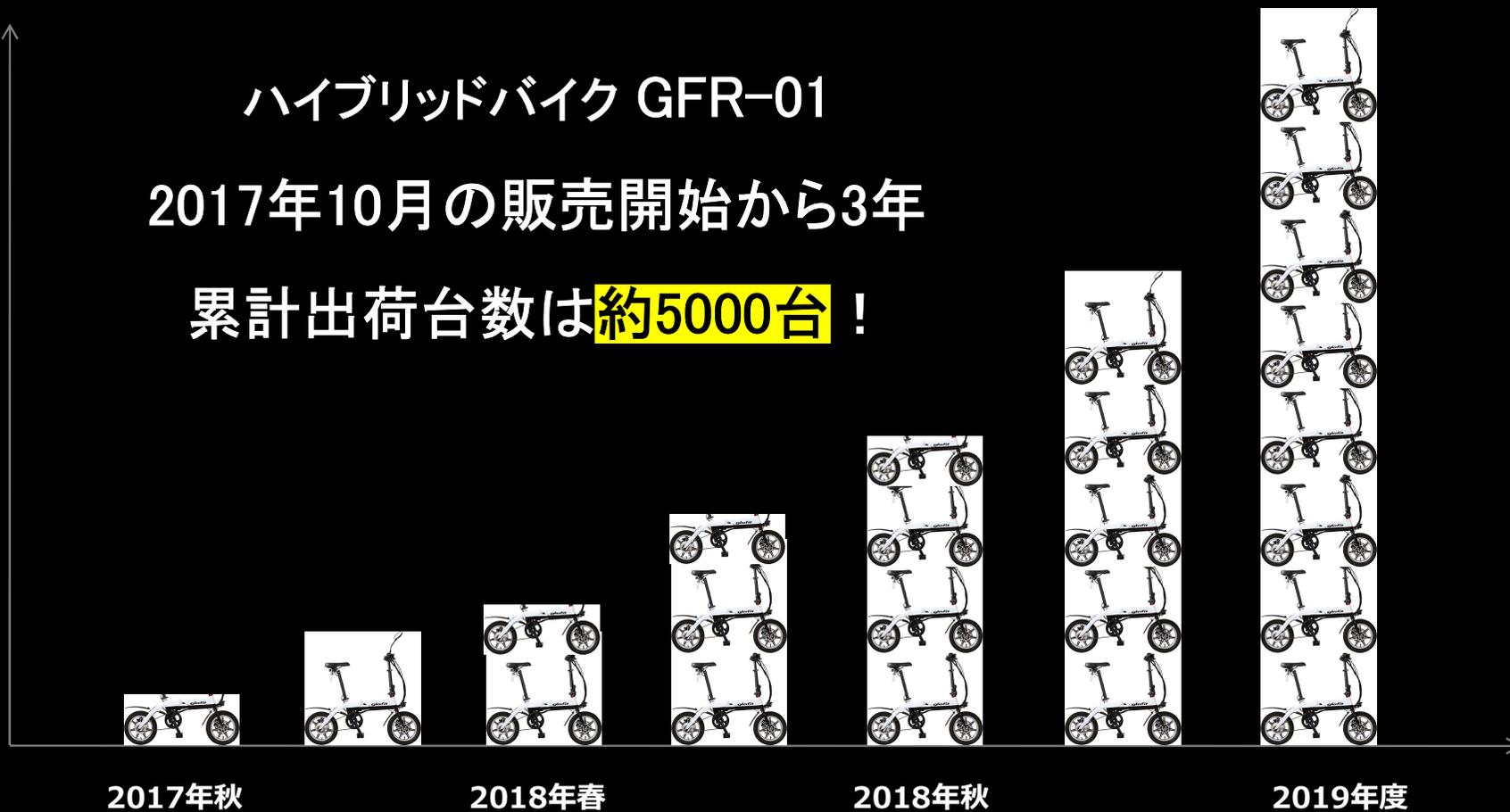


 ペダル走行モード

 EV走行モード

新しいマーケットを切り開く

累計出荷台数



楽しさあふれるモビリティには確かな市場ニーズ

クラウドファンディング史上初めて連続1億円越えを達成

glafit® 8



📌 集まっている金額 **Success**

128,004,810円

目標金額 3,000,000円

4266%

👤 サポーター 1,284人

🕒 残り 0日

終了しました

Hybrid Bike GFR-01

調達額 ¥128,004,810

- ・ 自転車+電動アシスト+バイクの3走行モードが可能な電動ハイブリッドバイク
- ・ 価格：138,800円（税抜）
- ・ Designed In Wakayama, Assembled In China
- ・ <https://www.makuake.com/project/glafit/>

X-SCOOTER LOM

調達額 ¥154,983,400~

- ・ 立ち乗り電動バイク
- ・ 価格：136,000円（税抜）
- ・ Designed & Assembled In Wakayama
- ・ <https://www.makuake.com/project/glafit-lom/>



📌 応援購入総額 **Success**

154,983,400円

目標金額 4,000,000円

3874%

👤 サポーター 1,829人

🕒 残り 終了

終了しました

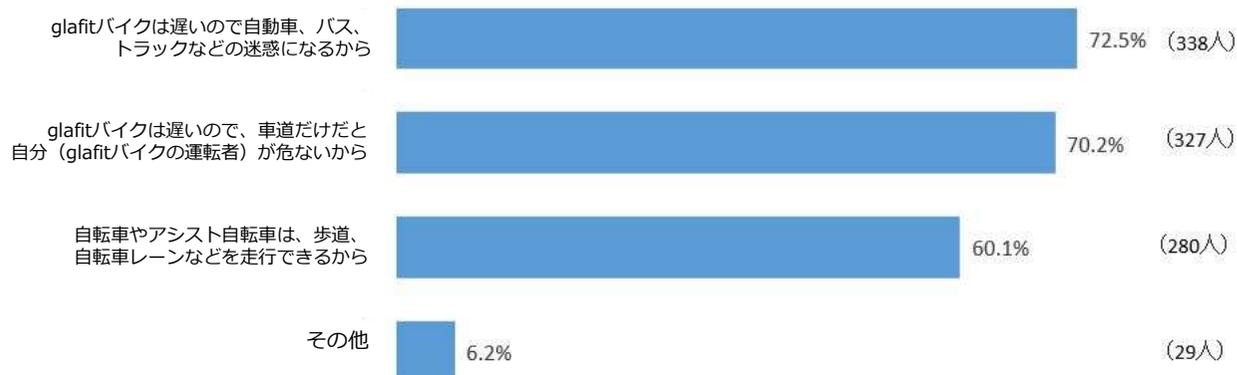
glafitバイク所有者への道路交通法に関する規制緩和アンケート

実施時期:2020年1月

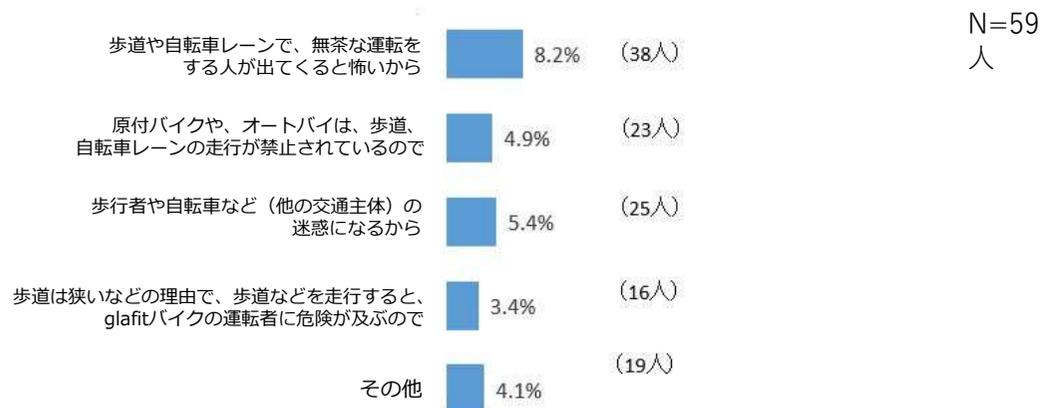
対象:glafitバイクGFR-01の所有者

回答数:466人

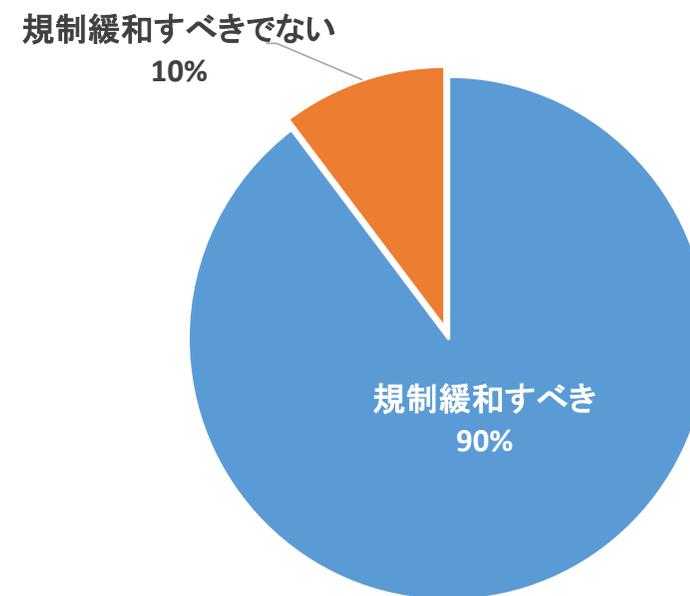
「規制緩和すべき」を選んだ理由(※複数回答) N=407人



「規制緩和すべきでない」を選んだ理由(※複数回答)



規制緩和するべきだと思いますか



楽しさ満載のモビリティには確かな市場ニーズ

モビリティの可能性を広げていく

glafit®



■ 原付モード
(電動バイク)
アクセルスロットル



■ 自転車モード
(人カモード)
クランクペダル

道路交通法のカテゴリ

道路交通法における車両区分等について

車両区分等	歩行者	車両		
		軽車両	原動機付自転車	自動車
<p>道路交通法の規定 (法第2条)</p>	<p>【みなし歩行者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者用の車いす、歩行補助車等又は小児用の車を通行させている者 等 <p>※原動機を用いるものについては速度が6km/h以下であること等の基準を満たす必要がある。</p>	<p>自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(そり及び牛馬を含む。)であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの</p>	<p>内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、自転車、身体障害者用の車いす及び歩行補助車等以外のもの</p>	<p>原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、自転車及び身体障害者用の車いす並びに歩行補助車等以外のもの</p>
<p>例</p>	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者 車いす(シニアカーを含む。) 手押し車 小児用の車 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車 駆動補助機付自転車(いわゆる電動アシスト自転車) 人力車 馬車 リヤカー 	<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車 	<ul style="list-style-type: none"> 普通自動車(超小型モビリティを含む。) 自動二輪車 特殊自動車   
<p>通行区分</p>	<p>歩道 路側帯</p>	<p>車道 路側帯</p> <p>一部の歩道 (普通自転車のみ)</p>	<p>車道</p>	<p>車道</p> <p>一部の歩道等 (公道実証実験中の搭乗型移動支援ロボットのみのみ)</p>





自転車歩行者用道路

サンドボックス制度を活用し解釈の変更を促す

glafit®

glafit® が発明した新機構

【機構（イメージ）】



自転車モード:カバーが閉じていて(ナンバープレートが見えない)、
通電しない



バイクモード:カバーが開いていて(=ナンバーが見える)、
通電する

注)これは新機構イメージの為、実際の製品版とはデザインが異なります

道路交通法のカテゴリ (原付↔軽車両)

道路交通法における車両区分等について

車両区分等	歩行者	車両			
		軽車両	原動機付自転車	自動車	
道路交通法の規定 (法第2条)	【みなし歩行者】 ・ 身体障害者用の車いす、歩行補助車等又は小児用の車を通行させている者 等 ※原動機を用いるものについては速度が6km/h以下であること等の基準を満たす必要がある。	自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(そり及び牛馬を含む。)であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの	内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、自転車、身体障害者用の車いす及び歩行補助車等以外のもの	原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、自転車及び身体障害者用の車いす並びに歩行補助車等以外のもの	
例	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者 車いす(シニアカーを含む。) 手押し車 小児用の車 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車 駆動補助機付自転車(いわゆる電動アシスト自転車) 人力車 馬車 リヤカー 	<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車 	<ul style="list-style-type: none"> 普通自動車(超小型モビリティを含む。) 自動二輪車 特殊自動車  	
通行区分	歩道 路側帯	車道 路側帯 一部の歩道 (普通自転車のみ)	車道	車道 一部の歩道等 (公道実証実験中の搭乗型移動支援ロボットのみ)	車道

道路交通法のカテゴリ（原付⇔軽車両）

道路交通法における車両区分等について

車両区分等	歩行者	車両		
		軽車両	原動機付自転車	自動車
道路交通法の規定 (法第2条)	【みなし歩行者】 ・ 身体障害者用の車いす、歩行補助車等又は小児用の車を通行させている者 等 ※原動機を用いるものについては速度が6km/h以下であること等の基準を満たす必要がある。	自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(そり及び牛馬を含む。)であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの	内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、自転車、身体障害者用の車いす及び歩行補助車等以外のもの	原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、自転車及び身体障害者用の車いす並びに歩行補助車等以外のもの
例	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者 車いす(シニアカーを含む。) 手押し車 小児用の車 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車 駆動補助機付自転車(いわゆる電動アシスト自転車) 人力車 馬車 リヤカー 	<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車 	<ul style="list-style-type: none"> 普通自動車(超小型モビリティを含む。) 自動二輪車 特殊自動車 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> セグウェイ ウィングレット 立ち乗り電動スクーター(定格出力の大きさによる)  </div>  
通行区分	歩道 路側帯	車道 路側帯 一部の歩道(普通自転車のみ)	車道	車道 一部の歩道等(公道実証実験中の搭乗型移動支援ロボットのみ)

新たなモビリティ市場を切り開く

glafit[®]

glafit[®]は**普通自転車**として走行でき、

電動バイク（原付）としても公道走行ができる

「**ハイブリッドバイク**」という新ジャンルを新たに切り開きました

【商品名】 モビチェン：モビリティカテゴリチェンジャー

【機構（イメージ）】



自転車モード：カバーが閉じていて（ナンバープレートが見えない）、通電しない



バイクモード：カバーが開いていて（＝ナンバーが見える）、通電する

- ① **原動機を用いて** 運転することができない構造であること
- ② 地方税法に基づいて交付された原動機付自転車の標識を表示しておらず、法令に従って原動機付自転車として走行させることができない構造であることが明らかな外観となっていること
- ③ 乗車している者が、乗車しながら原動機を用いて運転することができる構造に変更することができないものであること

道路交通法のカテゴリ

道路交通法における車両区分等について

車両区分等	歩行者	車 両			
		軽車両	原動機付自転車	自動車	
道路交通法の規定 (法第2条)	【みなし歩行者】 ・ 身体障害者用の車いす、歩行補助車等又は小児用の車を通行させている者 等 ※原動機を用いるものについては速度が6km/h以下であること等の基準を満たす必要がある。	自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(そり及び牛馬を含む。)であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの	内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、自転車、身体障害者用の車いす及び歩行補助車等以外のもの	原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、自転車及び身体障害者用の車いす並びに歩行補助車等以外のもの	
例	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者 車いす(シニアカーを含む。) 手押し車 小児用の車 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車 駆動補助機付自転車 (いわゆる電動アシスト自転車) 人力車 馬車 リヤカー 	<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車 	<ul style="list-style-type: none"> 普通自動車 (超小型モビリティを含む。) 自動二輪車 特殊自動車 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> セグウェイ ウイングレット 立ち乗り電動スクーター (定格出力の大きさによる)  </div>  	
通行区分	歩 道 路側帯	車 道 路側帯 一部の歩道 (普通自転車のみ)	車 道	車 道 一部の歩道等 (公道実証実験中の搭乗型移動支援ロボットのみ)	車 道

アシスト自転車⇔原付の切替えも許可頂けないだろうか？

※電動アシスト自転車は普通自転車として、原動機（駆動補助機）を用いた走行ができる
※型式認定試験審査を用いる事で、道交法に定められた出力基準を満たす事を担保できる



電動アシスト自転車



電動バイク（原付）

道路交通法のカテゴリ（歩行⇔原付）

道路交通法における車両区分等について

車両区分等	歩行者	車 両			
		軽車両	原動機付自転車	自動車	
道路交通法の規定 (法第2条)	【みなし歩行者】 身体障害者用の車いす、歩行補助車等又は小児用の車を通行させている者 等 ※原動機を用いるものについては速度が6km/h以下であること等の基準を満たす必要がある。	自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(そり及び牛馬を含む。)であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの	内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、自転車、身体障害者用の車いす及び歩行補助車等以外のもの	原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、自転車及び身体障害者用の車いす並びに歩行補助車等以外のもの	
例	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者 車いす(シニアカーを含む。) 手押し車 小児用の車 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車 駆動補助機付自転車(いわゆる電動アシスト自転車) 人力車 馬車 リヤカー 	<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車 	<ul style="list-style-type: none"> 普通自動車(超小型モビリティを含む。) 自動二輪車 特殊自動車 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> セグウェイ ウイングレット 立ち乗り電動スクーター(定格出力の大きさによる)  </div>  	
通行区分	歩 道 路側帯	車 道 路側帯 一部の歩道 (普通自転車のみ)	車 道	車 道 一部の歩道等 (公道実証実験中の搭乗型移動支援ロボットのみ)	車 道

道路交通法のカテゴリ（歩行⇔原付）

道路交通法における車両区分等について

車両区分等	歩行者	車 両			
		軽車両	原動機付自転車	自動車	
道路交通法の規定 (法第2条)	【みなし歩行者】 ・ 身体障害者用の車いす、歩行補助車等又は小児用の車を通行させている者 等 ※原動機を用いるものについては速度が6km/h以下であること等の基準を満たす必要がある。	自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(そり及び牛馬を含む。)であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの	内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、自転車、身体障害者用の車いす及び歩行補助車等以外のもの	原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、自転車及び身体障害者用の車いす並びに歩行補助車等以外のもの	
例	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者 車いす(シニアカーを含む。) 手押し車 小児用の車 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車 駆動補助機付自転車(いわゆる電動アシスト自転車) 人力車 馬車 リヤカー 	<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車 	<ul style="list-style-type: none"> 普通自動車(超小型モビリティを含む。) 自動二輪車 特殊自動車 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> セグウェイ ウィングレット 立ち乗り電動スクーター(定格出力の大きさによる)  </div>  	
通行区分	歩 道 路側帯	車 道 路側帯 一部の歩道 (普通自転車のみ)	車 道	車 道 一部の歩道等 (公道実証実験中の搭乗型移動支援ロボットのみ)	車 道

道路交通法のカテゴリ変更案（速度区分）

道路交通法における車両区分等について

車両区分等	①10km	②15km ③30km 車両			
	歩行者	軽車両	原動機付自転車	自動車	
道路交通法の規定 (法第2条)	【みなし歩行者】 ・ 身体障害者用の車いす、歩行補助車等又は小児用の車を通行させている者 等 ※原動機を用いるものについては速度が6km/h以下であること等の基準を満たす必要がある。	自転車、荷車其他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(そり及び牛馬を含む。)であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの	内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、自転車、身体障害者用の車いす及び歩行補助車等以外のもの	原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、自転車及び身体障害者用の車いす並びに歩行補助車等以外のもの	
例	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者 車いす(シニアカーを含む。) 手押し車 小児用の車 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車 駆動補助機付自転車(いわゆる電動アシスト自転車) 人力車 馬車 リヤカー 	<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車 	<ul style="list-style-type: none"> 普通自動車(超小型モビリティを含む。) 自動二輪車 特殊自動車 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> セグウェイ ウィングレット 立ち乗り電動スクーター(定格出力の大きさによる)  </div>  	
通行区分	歩道 路側帯	車道 路側帯 一部の歩道 (普通自転車のみ)	車道	車道 一部の歩道等 (公道実証実験中の搭乗型移動支援ロボットのみ)	車道

①みなし歩行者を6km→10kmへ速度を上げてはどうか？

※10kmという速度はランニング速度域である

※普通自転車等が歩道を走行する際の徐行速度を同じく10km程度に



②軽車両枠「フル電動モビリティ」を新設し、制限速度を**15km**程度にする

※15kmという速度は自転車の平均速度程度である為、普通自転車と同じ扱いにする

※人力ベースのアシスト自転車は今まで通りの扱い

※簡易標識・簡易免許（講習等）検討



③原付枠「電動原動機付自転車」新設（緩和）し、制限速度を**30km**にする

- ※電動機はエンジン型とは違い、速度制御が容易に可能な為、規制緩和可能
- ※新設）簡易型式番号取得制度（メーカーによる最高速度等の車両性能申告）
 - ※新簡易ナンバー制度を検討（形状等）
 - ※新自賠責保険制度を検討（価格）
 - ※自転車用ヘルメット等利用可能（緩和）



END